

石神井川の洪水予報河川指定について

東京都と気象庁は、神田川、芝川・新芝川、目黒川、渋谷川・古川、野川・仙川、妙正寺川に続き、石神井川を洪水予報河川^{※1}に指定します。

これまでも、洪水時の自主避難の判断等に活用していただくため、石神井川を水位周知河川として東京都が単独で氾濫危険情報^{※2}を発表しておりましたが、今回、洪水予報河川に変更指定し、今後は東京都と気象庁が共同で氾濫危険情報を発表します。

1 運用開始日時

令和5年2月16日（木）13時

2 発表のタイミング

気象庁の1時間先までの雨量予測をもとに、東京都が水位の変動を予測し、河川が氾濫するおそれのある場合に、東京都と気象庁が共同で「氾濫危険情報」を発表します。

3 都民への情報伝達

お住まいの区市から、防災行政無線やメールサービス等で情報伝達するとともに、報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオを通じて周知を図ります。また、東京都や気象庁のホームページでも、発表中の氾濫危険情報を確認することができます。



(東京都)



(気象庁)

4 氾濫危険情報が発表されたら

石神井川は、大雨時の水位上昇が極めて速いため、氾濫危険情報発表後、短時間で河川が氾濫するおそれがあります。

氾濫危険情報が発表されたら、河川沿いの危険な区域では、地下室など浸水のおそれ大きい場所からの移動や、建物の上層階等高い場所への避難など、早めの行動をお願いします。

※1：洪水予報河川とは

水防法第11条により規定され、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある際に指定し、洪水のおそれがあると認められるときは、東京都と気象庁が共同して、その状況を一般に周知するものです。

※2：氾濫危険情報とは

大雨により河川が氾濫するおそれがあるときに発表する防災情報で、危険な場所からの避難が必要となる警戒レベル4相当情報です。

問い合わせ先

東京都建設局河川部防災課

TEL 03-5320-5430（内線 41-554）

気象庁大気海洋部気象リスク対策課

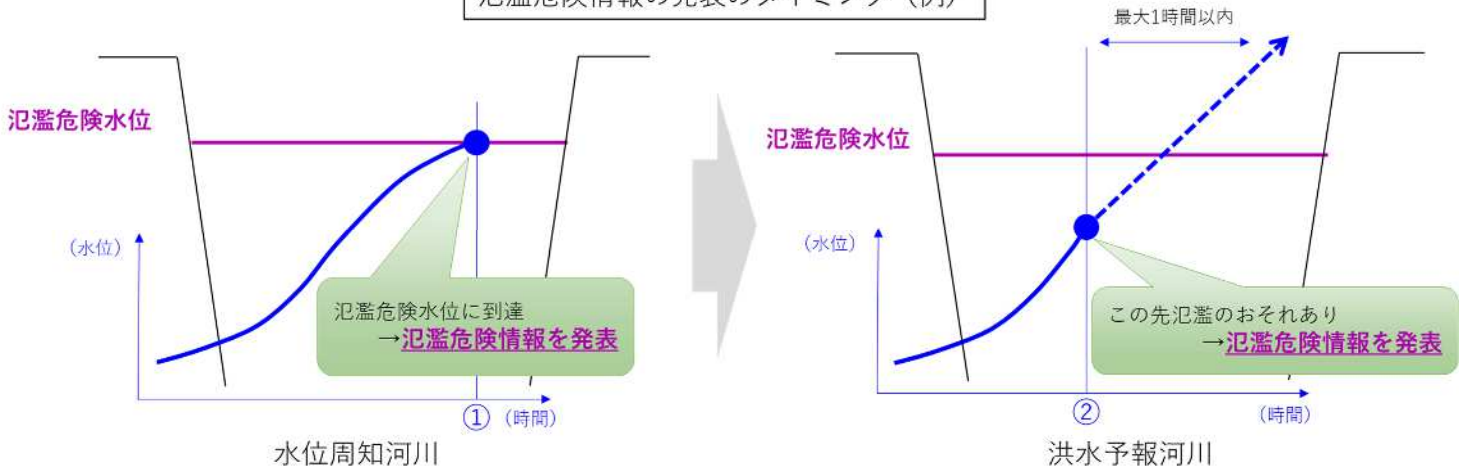
TEL 03-6758-3900（内線 4206）

○水位周知河川と洪水予報河川の違い

水位周知河川では、河川の水位が氾濫危険水位に到達した時点（下図①）で氾濫危険情報を発表します。一方、東京都における洪水予報河川では、水位予測に基づき、この先（最大1時間以内）の水位上昇により氾濫するおそれがあると判断できた時点（下図②）で、氾濫危険情報を発表します。

石神井川では、これまでに蓄積した観測データや調節池等の河川施設の整備、水位予測技術の向上等により、洪水予報河川としての運用が可能となりました。

氾濫危険情報の発表のタイミング（例）



○石神井川の位置図

